

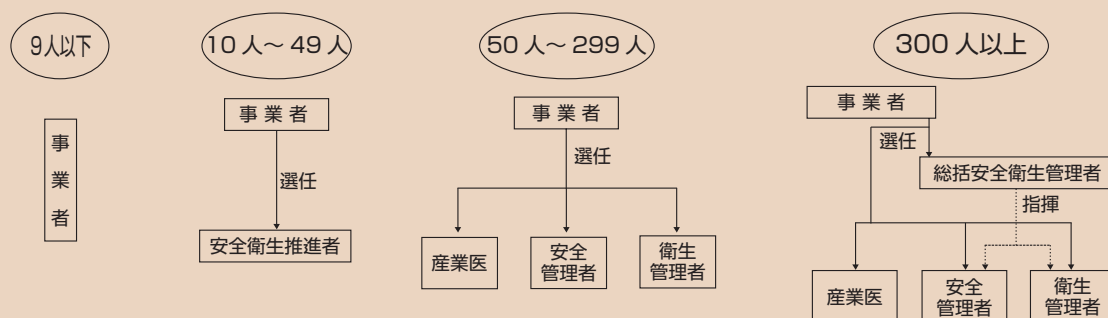
## 2 安全と健康を推進する体制を作りましょう

店長は、自らの職務として、お客様だけでなく、従業員の安全と健康の確保に取り組むことが必要です。このために、労働安全衛生法に沿って、職場の安全衛生の取り組みを推進する体制を確立することが重要であり、そのポイントは次のとおりです。

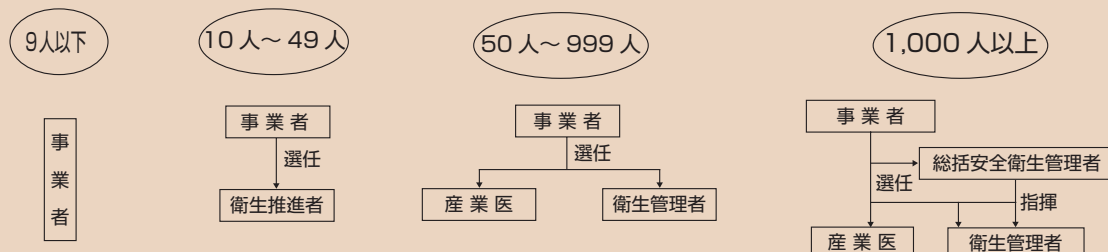
### 安全衛生管理体制構築のポイント

- 店長は、従業員の安全と健康を確保することが職制本来の仕事であるという認識およびその実現に向けた方針を持つ。
- 管理者、責任者は、安全と健康の取り組みに関する責任と役割を理解する。  
店舗での組織的な取り組みのためには、労働安全衛生だけを別に分けて進めるのではなく、防災・食品衛生の担当者が任命されていたら、連携して取り組むようにする。
- 安全衛生推進者、衛生推進者などの安全衛生管理体制については、事業場の業種と従業員（正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず、常態として働いている人）の数により、次の図に示す安全衛生管理体制を整備することが必要です。

#### ①各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業



#### ②その他小売業



- 従業員の数が常時50人以上の場合は、衛生委員会（上の図の①の業種であって、従業員の数が常時100人以上の場合は衛生委員会に替えて、安全衛生委員会）を設け、毎月1回以上開催することとされています。安全衛生委員会、衛生委員会を設ける必要がない事業者（従業員数50人未満）であっても、「安全又は衛生に関する事項について意見を聴く場」を設けて、従業員などの意見を聞かなければなりません。